

オイルミスト検出装置による保護が適用される機関に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

オイルミスト検出装置による保護が適用される機関に関する事項

改正理由

IACS は、クランク室の爆発に対する保護に関する統一規則 M10 を規定しており、同規定においては、オイルミスト検出装置により機関に異常が検出された場合の対応手順を機関の形式に応じ定めている。

この程 IACS では、統一規則 M10 におけるディーゼル機関の適用を関連する他の統一規則と整合させるべく当該統一規則の見直しを行い、統一規則 M10(rev.4)として採択した。

今般、IACS 統一規則 M10(rev.4)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

オイルミスト検出装置による保護要件を機関の定格回転数に従って区分するよう改めた。